

千葉看護学会

研究表彰に関する規程

(趣旨・目的)

第1条 千葉看護学会は、千葉看護学会が表彰に値すると認める論文を表彰することにより、看護学ならびに看護学研究の質の向上をめざすことを目的とする。

(対象)

第2条 原則として過去1年間の千葉看護学会会誌に投稿された論文より選定された論文を対象とする。

2. 選出する論文の種類は問わない。
3. 筆頭著者が過去3年間に当該の表彰を受けていないこととする。

(選考方法)

第3条 表彰論文選考委員会が事前審査により、趣旨・対象に相当する論文を選定する。

2. 選定された論文について、理事・評議員が審査する。
3. 理事・評議員の審査結果を表彰論文選考委員会が検討し、理由を付して理事会に推薦する。
4. 理事会にて表彰論文を決定する。
5. 審査の結果、該当がない場合もある。

(表彰の方法)

第4条 論文の筆頭著者を総会で発表し、賞状ならびに副賞を授与する。

(公表)

第5条 受賞した論文名および著者名全員および受賞理由を学会誌・ホームページに記載する。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別途内規を定める。

附則 この規程は、平成26年8月22日から施行する。

この規程の改正は、平成31年2月10日から施行する。